

京都八幡高校 生徒心得

生徒心得は学校生活の中で、高校生としてのあるべき規範やきまり及び手続きの一部を示したものである。この心得に則り、充実して有意義な高校生活を送るとともに、よき社会人として成長することを希望するものである。

1 表 彰

次のいずれかに該当する者を表彰の対象とする。

- (1) 本校の生徒の指針となる模範的行為をした者
- (2) 生徒会、部活動等において顕著な功績をあげた者
- (3) 1年間、2年間及び3年間において皆勤（無欠席、無欠課、無遅刻、無早退）であった者
- (4) 1年間、2年間及び3年間、学業において極めて優秀な成績を収めた者
- (5) その他表彰に値する功績のあった者

2 生徒指導措置（謹慎等）

次のいずれかに該当する場合は、生徒指導措置（謹慎等）の対象とする。

- (1) 原動機付自転車、自動二輪車及び自動車等を運転した場合と高校生等の運転するものに同乗した場合及びこれらの免許を取得した場合
- (2) 飲酒、喫煙及びこれに類する行為をした場合
- (3) 教職員の指示、指導等に従わない場合
- (4) 考査中不正行為をした場合及びその行為に関係した場合
- (5) 窃盗、横領、暴行、傷害、脅迫等社会的犯罪を犯した場合及びこれらの行為に関係した場合
- (6) 故意に授業を妨害した場合
- (7) 無許可で携帯電話を校内に持ちこんだ場合
- (8) 公共物または他人の所有物を故意に破壊した場合
- (9) 校外諸団体等の指令もしくは教唆により許可なく校内で活動した場合
- (10) 学校の秩序を乱すなど本校生徒としての本分に反した場合
- (11) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (12) 正当な理由がなくて出席が常でなく、就学の見込みがないと認められる場合
- (13) その他生徒指導上必要と認められる場合

3 服装その他

- (1) 本校生徒は、登下校の際及び校内では必ず学校が指定する制服を着用すること。

ただし、気温等の状況により認められる場合この限りでないものとする。

また、やむを得ず制服の着用ができない場合は、担任を経て生徒指導部に「異装願」を提出し、異装の許可を得るものとする

- (2) 学校が指定する制服とは、次のア、イ及びウとする。

ア 男子

- ・ブレザー : 濃紺色シングル2つボタン
- ・スラックス : チェック柄ワンタック
- ・シャツ : 長袖白色校名マーク入り
- ・ネクタイ : エンジ色 (男子用)

イ 女子

- ・ブレザー : 濃紺色シングル2つボタン
- ・スカート : チェック柄16本プリーツ校名マーク入り
- ・スラックス : チェック柄ワンタック
(スカート又は、スラックスのいずれかを着用)
- ・シャツ : 長袖白色校名マーク入り
- ・リボン : エンジ色
- ・ネクタイ : エンジ色 (女子用)
(リボン又はネクタイのいずれかを着用する)

ウ その他男女共通

- ・シャツ : 半袖白色校名マーク入り
- ・ポロシャツ : 半袖白色校名マーク入り
- ・セーター : 白色Vネック
- ・ベスト : 白色Vネック

(3) 制服の変形は禁止する。

(4) 略装等

ア 夏期 (時期は学校から指示する。)

学校指定の半袖または長袖のカッターシャツを着用するか、学校指定の半袖ポロシャツを着用する。

イ 冬期 (時期は学校から指示する。)

厳寒時は上着の下に学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。また、登下校時は、ジャンパー、オーバー等の防寒着を着用してもよい。

(5) その他

ア 生徒証は常に携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

イ 校章は常に制服ブレザーの左襟に着用すること。

ウ 通学時の履き物は靴を使用すること。校舎内では学校が指定するスリッパ、体育館・格技場においては体育館シューズを使用すること。

エ 頭髪はパーマ、染色、脱色、奇抜な加工・変形などを禁止する。

オ 化粧、アクセサリー、爪の加工、色つきリップ、カラーコンタクト等は禁止する。

4 通学

(1) 通学方法

ア 自転車通学は学校で許可を受けた者に限り認める。

イ 自動車・原動機付自転車、自動二輪車等による通学を禁止する。

(2) 自転車通学者の注意事項

- ア 交通規則をよく守り安全に心掛けること。
- イ 二人乗り、傘さし運転、無灯火、二列並進、携帯電話使用運転(音響機器使用の運転)等の道路交通法に違反する危険な乗り方は禁止する。
- ウ 校内では、下車または徐行して安全に留意すること。
- エ 自転車は所定の自転車置場に整頓して置き、必ず施錠し、各自が責任をもって保管すること。

(3) バス・電車利用者の注意事項

- ア 車内には一般の人々も多く乗車していることに留意し、迷惑をかけないこと。
- イ 乗降の際は、ルールを良く守ること。
- ウ 態度や話題に気をつけるとともに、体の不自由な人や高齢者等には、進んで席を譲ること。

5 在校時間

- (1) 生徒の在校時間は、午前7時30分から午後6時までとする。
- (2) 部活動の場合は、顧問の指導のもとで次の時刻まで活動を認める。
 - 4月～10月…午後6時まで(完全下校6時30分)
 - 11月～3月…午後5時30分まで(完全下校6時)なお、顧問が必要と認めたとき、顧問の付添いの指導のもとであれば1時間までの延長を認める。
- (3) 上記時間以外に在校する必要があるときは、あらかじめ担当教職員及び生徒指導部の許可を受け、関係教職員の指示に従うこと。
- (4) 始業時より放課までの時間中は、校外へ出ることは原則として禁止する。ただし、止むを得ず外出しなければならない場合は担任に外出許可願を提出し、許可を受けてから外出すること。

6 掲示・放送等

- (1) 学校の敷地・校舎において掲示・放送及び印刷物の配布をする場合は、事前に教職員の了解を得て、生徒指導部の許可を受けること。
- (2) 掲示は掲示期間と責任者を明記し、期間を過ぎたものは、責任者が撤去する。掲示期間は一週間以内とし、もし延期が必要な場合は再度、前記による許可を受けること。
- (3) 掲示場所は学校が定めた場所とする。
- (4) 放送は原則として全校生徒を対象としたものに限る。ただし、一部生徒を対象とするものは緊急又はやむを得ない場合に限る。
- (5) この規定は、板書掲示及び印刷物の配布等にも準用する。

7 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として認めない。ただし家庭の経済的な事情等によりアルバイトをする必要がある場合は、保護者の承認を得た上で「アルバイト許可願」を提出し、許可を受けたもの限り認める。

(2) 次の場合は許可しない。

- ア 接客業（アルコール類を伴う）である場合
- イ 危険な作業である場合
- ウ 宿泊を伴う場合
- エ 重労働の場合
- オ 夜間作業の場合
- カ 学校生活に著しい影響がある場合
- キ その他業務が教育上好ましくない場合

(3) 手続きは次のとおりとする。

- ア 保護者から「アルバイト許可願」を担任に提出する。
- イ 担任は、面談または電話等で保護者の意向を確認する。
- ウ 担任の了解を得て、生徒指導部が許可証を発行する。

(4) 上記の手続きを行わずに、無許可でアルバイトをした時には、生徒指導措置の対象となる場合もある。

8 届出

(1) 欠席、欠課、遅刻、公欠

- ア 欠席をする場合は、保護者が「欠席連絡システム」を利用して、午前8時30分までに学校に連絡するとともに、その後登校した際、欠席届用紙に必要事項を記入し、保護者捺印の上、担任及び教科担任に届け出ること。
- イ 欠課、遅刻、早退の場合は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、保護者捺印の上、担任の許可を得て教科担任に届け出ること。
- ウ 公欠の場合は、所定の届出用紙で関係教員（部顧問等）の許可を得て担任に届け出ること。
- エ 体育（実技）を見学の時は、事前に担当教員に申し出て許可を得ること。
- オ 病気等のため欠席または体育（実技）見学が2週間以上に及ぶときは医師の診断書を担任に提出する。

なお、学校感染症については医師の許可があるまで出席停止となるので保護者が電話その他の方法で学校に連絡するとともに学校の指示に従うこと。

(2) 教室等施設使用願

部活動、生徒会活動及びホームルーム活動等で教室、校舎、施設を使用する場合、責任者は「施設使用願」に必要事項を記入の上、部顧問または担任の了解を得て、生徒指導部に届け出ること。

(3) 学割交付願

旅行等により「学割証」を受けようとする場合は、事前に担任に申し出て了解を得て、所定の用紙に記入の上、生徒指導部に届け出る。その後、「交付願」に生徒証を添えて事務室に提出すること。

(4) 物品破損届

物品（ガラス、戸板等を含む）を破損した場合は、直ちに担任及び生徒指導部へ報告し、所定の手続きを経て、届出用紙を生徒指導部に提出する。なお、破損理由によ

りその修理費用を弁償させることがある。

9 その他

この「京都八幡高等学校生徒心得」に定めるものの他、生徒指導上特に必要と認める事項については、校長が定めるものとする。